

「住宅」と「家財」を守る 火災共済 の保障内容

火災共済は、「火災の保障」をメインにした共済です。
地震や台風などの風水害への備えは**自然災害共済**にご加入ください。

⚠ 実際にお支払いする共済金の額は、損害・被害の程度、加入口数によって異なります。

■ 火災等共済金 火災などのとき

共済期間中に以下の支払事由により損害が生じたとき。



最高保障額
6,000万円
(住宅400口・家財200口加入の場合)
+ 臨時費用共済金※
火災等共済金の15% (200万円限度)

〈支払事由〉

- 火災 ● 落雷 ● 破裂・爆発 ● 消火作業による冠水・破壊
- 突発的な第三者の直接加害行為 (損害額5万円以上) ● 他人の車両の飛び込み
- 他人の住居からの水ぬれ ● 建物外部からの物体の落下・飛来

■ 風水害等共済金★ 風水害などのとき

共済期間中に以下の支払事由により損害が生じたとき。



最高保障額
300万円
(住宅400口・家財200口加入の場合)
+ 臨時費用共済金※
風水害等共済金の15%

〈支払事由〉

- 暴風雨 ● 突風・旋風 (竜巻含む) ● 洪水 ● 豪雨・長雨
- 台風 ● 高波・高潮 ● 雪崩 ● 降雪 ● 降ひょう
- 上記による地すべりもしくは土砂崩れ

※臨時費用共済金...「火災等共済金」または「風水害等共済金」が支払われる場合に、罹災後の臨時的支出に充てる費用としてお支払いする共済金です。

その他にも保障される内容

■ 持ち出し家財共済金 (家財契約がある場合のみ対象)

対象となる事故	支払限度額 (下記のいずれか少ない額)
持ち出した家財が日本国内の他の建物内で火災等により損害を受けたとき。	100万円 または、 家財の契約共済金額の20%

※持ち出し家財... 家財のうち、共済契約関係者により家財を収容する住宅内から一時的に持ち出された家財

■ 失火見舞費用共済金

対象となる事故	支払限度額 (下記のいずれか少ない額)
第三者の所有するものに、火災等により臭気付着以外の損害を生じさせ、見舞金を自己の費用で支払ったとき。	100万円 または、 契約共済金額の20% (1世帯40万円を限度)

■ 修理費用共済金★ (マンション構造のみ対象)

対象となる事故	支払限度額 (下記のいずれか少ない額)
借家人が居住する住宅に火災等・風水害等により損害が生じ、賃貸借契約にもとづき、自己の費用で修理をしたとき。	100万円 または、 契約共済金額の20%

■ 漏水見舞費用共済金 (マンション構造のみ対象)

対象となる事故	支払限度額 (下記のいずれか少ない額)
第三者の所有するものに水ぬれ損害を生じさせ、見舞金を自己の費用で支払ったとき。	50万円 または、 契約共済金額の20% (1世帯15万円を限度)

■ 風呂の空だき見舞金

対象となる事故	支払額
風呂釜および浴槽に火災に至らない空だきにより損害が生じたとき。	風呂釜と浴槽がともに使用不能となったとき 5万円 風呂釜のみが使用不能となったとき 2万円

※ご契約内容によって支払対象外となる場合があります。

■ 住宅災害死亡共済金★

対象となる事故	支払限度額
火災等共済金または風水害等共済金が支払われ、契約者本人または契約者と生計を一にする親族がその事故を直接の原因として、事故の日から180日以内に死亡したとき。	1人 300万円 (1人につき1口あたり5,000円)

■ バルコニー等修繕費用共済金 (住宅契約があり、かつ、マンション構造のみ対象)

対象となる事故	支払限度額 (下記のいずれか少ない額)
バルコニーや窓ガラスなどの専用使用権付共用部分に火災等による損害が生じ、自己の費用で修繕したとき。	30万円 または、 住宅の契約共済金額

※専用使用権付共用部分... 共同住宅の居住者で構成される管理組合の規約において、専用使用権を承認された共用部分のこと (例) バルコニー、窓ガラス、窓枠、玄関扉など
※家財のみの契約の場合は、対象外となります。

■ 水道管凍結修理費用共済金 (住宅契約に20口以上加入している場合のみ対象)

対象となる事故	支払限度額
水道管の凍結により、当該機器に損壊が生じ、自己の費用で修理したとき (パッキングのみの損壊除く)。	10万円

※凍結損害に伴い水ぬれ損害が同時に発生した場合は、水ぬれ損害として扱い、火災等共済金としてお支払いします。

■ 付属建物等風水害共済金★ (住宅契約に20口以上加入している場合のみ対象)

被害内容	支払額
風水害等により付属建物や付属工作物に10万円を超える損害が生じたとき。	2万円 (1世帯あたり)

※付属建物・付属工作物... 物置、納屋、車庫、門、塀、垣、カーポートなど

“★”がついている共済金は、マンション構造専用 (風水害保障なしタイプ) の場合、風水害等による損害は対象外となります。

⚠ ここに記載している内容は、共済制度の概要を説明したものです。詳しくは「ご契約のてびき (契約概要・注意喚起情報)」を必ずご確認ください。

PLUS! 火災共済にプラス! 自然災害に備える 自然災害共済 の保障内容

大型タイプ **標準タイプ** のいずれかをお選びください。
※火災共済と異なる口数や自然災害共済単独でのご加入はできません。

⚠ 実際にお支払いする共済金の額は、損害・被害の程度、加入口数によって異なります。

■ 風水害等共済金★ 風水害などのとき

共済期間中に以下の支払事由により損害が生じたとき。



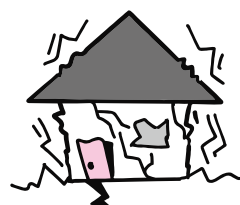
大型タイプ
最高保障額 **4,200万円**
標準タイプ
最高保障額 **3,000万円**
(住宅400口・家財200口加入の場合)

〈支払事由〉

- 暴風雨 ● 突風・旋風 (竜巻含む) ● 洪水 ● 豪雨・長雨
- 台風 ● 高波・高潮 ● 雪崩 ● 降雪 ● 降ひょう
- 上記による地すべりもしくは土砂崩れ

■ 地震等共済金 地震などのとき

共済期間中に以下の支払事由により損害が生じたとき。



大型タイプ
最高保障額 **1,800万円**
標準タイプ
最高保障額 **1,200万円**
(住宅400口・家財200口加入の場合)

〈支払事由〉

- 地震による損壊 ● 地震による火災 ● 津波による損壊
- 噴火による損壊 ● 噴火による火災

その他にも保障される内容

■ 盗難共済金

盗難による盗取・汚損・損傷が生じ、所轄警察署に被害の届け出をしたとき。

被害内容	支払限度額
盗取、汚損、損傷 ※1	契約共済金額
通貨 (1万円以上) ※2	20万円 または、 家財の契約共済金額 (いずれか少ない額)
預貯金証書 ※3	200万円 または、 家財の契約共済金額 (いずれか少ない額)
持ち出し家財 ※4	100万円 または、 家財の契約共済金額の20% (いずれか少ない額)

- ※1 汚損、損傷による盗難共済金の額は、「火災共済」より支払われる場合には、火災等共済金と合わせて損害の額を限度とします。
- ※2・3・4 通貨・預貯金証書・持ち出し家財の損害は、家財契約がある場合のみ対象となります。
- ※3 預貯金証書の損害は、次の事実があったときに限ります。
 - ・盗難を知った後直ちに預貯金先に被害の届け出をしたこと。
 - ・預貯金が口座から引き出されていたこと。
- ※4 持ち出し家財の盗難とは、持ち出し家財が日本国内の他の建物内で、盗難にあうことをいいます。

■ 傷害費用共済金★

対象となる事故	支払限度額
火災等共済金、風水害等共済金、地震等共済金または盗難共済金支払われ、契約者本人または契約者と生計を一にする親族がその事故を直接の原因として傷害を受け、その日から180日以内に死亡または身体障がい状態になったとき。	1事故1名につき 最高600万円 (1口あたり最高 10,000円)

※「身体障害等級別支払割合表」に規定する身体障がいの状態になった場合、その障がいの程度に応じてお支払いします。

“★”がついている共済金は、マンション構造専用 (風水害保障なしタイプ) の場合、風水害等による損害は対象外となります。

⚠ ここに記載している内容は、共済制度の概要を説明したものです。詳しくは「ご契約のてびき (契約概要・注意喚起情報)」を必ずご確認ください。



下表のとおり、損害・被害の程度によって支払額が決まります。詳しくは、後記「ご契約のてびき」の**住まいの共済**「**●共済金のお支払いなどについて**」「**●共済金のお支払いに関する留意事項**」をご確認ください。

風水害などのとき

風水害等共済金*

火災共済

プラス15%の臨時費用共済金※1*

自然災害共済

大型タイプ

標準タイプ

被害の程度	損害の程度	1口あたりの共済金	支払限度額(1世帯あたり)※2 住宅・家財の両方に加算	住宅・家財の片方のみに加算			
全壊・流失	70%以上	30,000円	300万円	150万円			
半壊	損壊率の	15,000円	150万円	75万円			
	50%以上70%未満						
	30%以上50%未満						
一部壊	損害額	20%以上30%未満	4,000円	40万円	20万円		
	100万円を超える						
	50万円を超え100万円以下	2,000円				20万円	10万円
	20万円を超え50万円以下	1,000円				10万円	5万円
床上浸水	50全%床面上の	10万円を超え20万円以下	500円	5万円	2.5万円		
		150cm以上	15,000円	150万円	75万円		
		100cm以上150cm未満	10,000円	100万円	50万円		
		70cm以上100cm未満	7,000円	70万円	35万円		
		40cm以上70cm未満	5,000円	50万円	25万円		
	50全%床面下の	40cm未満	3,000円	30万円	15万円		
		100cm以上	3,000円	30万円	15万円		
	100cm未満	1,000円	10万円	5万円			

1口あたりの共済金	支払限度額	1口あたりの共済金	支払限度額
70,000円	4,200万円	50,000円	3,000万円
49,000円	2,940万円	35,000円	2,100万円
35,000円	2,100万円	25,000円	1,500万円
21,000円	1,260万円	15,000円	900万円
14,000円	840万円	10,000円	600万円
7,000円	100万円	5,000円	100万円
2,800円	50万円	2,000円	50万円
1,400円	20万円	1,000円	20万円
35,000円	2,100万円	25,000円	1,500万円
25,200円	1,512万円	18,000円	1,080万円
21,000円	1,260万円	15,000円	900万円
14,000円	840万円	10,000円	600万円
7,000円	420万円	5,000円	300万円
7,000円	420万円	5,000円	300万円
2,100円	126万円	1,500円	90万円

※1 臨時費用共済金...罹災後の臨時の支出に充てる費用としてお支払いする共済金です(火災共済のみ)。

※2 火災共済の風水害等共済金の支払限度額は、「住宅・家財の両方に加算」か「住宅・家財の片方のみに加算」により異なります。

地震等災害見舞金について 地震等による損害を被り、火災共済に30口以上の加入があり、かつ、住宅の損害額が20万円を超えるときは、地震等災害見舞金をお支払いする場合があります（地震等とは、地震もしくは噴火、またはこれらによる津波をいいます）。

この見舞金は、火災共済・自然災害共済による保障とは別にお支払いするものです。年間の総支払限度額を設けて、その範囲内でお支払いすることになるため、お支払いをお約束するものではありません。

※貸家契約、空家契約は対象となりません。

ここに記載している内容は、共済制度の概要を説明したものです。詳しくは「ご契約のてびき（契約概要・注意喚起情報）」を必ずご確認ください。

⚠️ここに記載している内容は、共済制度の概要を説明したものです。詳しくは「ご契約のてびき(契約概要・注意喚起情報)」を必ずご確認ください。

住宅・家財の必要保障額と掛金の計算

I → II

I 必要保障額の計算

必要保障額(加入基準)とは、
元通りの生活を再建するためにいくらかかるか、その目安となるものです。

住宅の必要保障額

〈持ち家・貸家〉

1 住宅の延床面積を確認します。

延床面積とは、保障の対象である建物(戸室)の登記簿上の全床面積をいいます。なお、一般的にベランダ・バルコニー・テラス・屋根裏部屋等は面積に含めません。

あ

坪

坪数=m²÷3.3
※坪数小数点以下切り上げ

2 1坪あたりの加入基準を確認します。

ご契約(保障の対象)物件所在地の1坪あたりの加入基準を下表を参照し①に記入してください。

い

万円

住宅の加入基準は、住宅の所在地と住宅構造によって異なります。
(前記「建物構造区分確認ガイド」参照)

住宅構造	住宅の所在地	1坪(3.3m ²)あたりの加入基準
木造構造	東京、神奈川、京都、大阪	80万円(8口)
	宮城、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、新潟、長野、山梨、静岡、富山、石川、福井、愛知、岐阜、三重、滋賀、奈良、和歌山、兵庫、島根、鳥取、岡山、広島、山口、福岡、沖縄	70万円(7口)
	その他の道県	60万円(6口)
	東京、神奈川	90万円(9口)
鉄骨・耐火構造	埼玉、千葉、山梨、静岡、愛知、岐阜、三重、滋賀、奈良、京都、大阪、和歌山、兵庫	80万円(8口)
	その他の道県	70万円(7口)

3 住宅の必要保障額を計算します。

住宅の延床面積

あ

坪

×

住宅の加入基準

い

万円

=

住宅の必要保障額

ア

万円

他の共済(保険)契約のある方は、その契約金額を差し引いた額で加入してください。

住宅の必要保障額

ア

万円

-

他共済(保険)契約額

万円

=

加入可能額

イ

万円

家財の必要保障額

〈持ち家・賃貸住宅〉

1 住宅の延床面積を確認します。

延床面積とは、保障の対象である家財を収容する建物(戸室)の登記簿上の全床面積をいいます。なお、一般的にベランダ・バルコニー・テラス・屋根裏部屋等は面積に含めません。

あ

坪

坪数=m²÷3.3
※坪数小数点以下切り上げ

2 世帯主の年齢・同居家族数を確認します。

世帯主年齢

う

歳

同居家族数

え

人

3 家財の加入基準(必要保障額)を確認します。

家財の加入基準(必要保障額)を②③④を基に下表を参照し、⑤に記入してください。

〈家財の加入基準〉

② 住宅延床面積	③ 世帯主年齢	④ 同居家族数				
		単身	2人	3人	4人	5人以上
10坪以上	30歳未満	500万円(50口)	900万円(90口)	1,000万円(100口)	1,100万円(110口)	1,200万円(120口)
	4030歳未満	600万円(60口)	1,300万円(130口)	1,400万円(140口)	1,500万円(150口)	1,600万円(160口)
	40歳以上	700万円(70口)	1,800万円(180口)	1,900万円(190口)	2,000万円(200口)	2,000万円(200口)
10坪未満		上記の額、または700万円(70口)のいずれか少ない額				

家財の加入基準は、住宅の延床面積・世帯主の年齢・同居家族数によって異なります。

家財の必要保障額

ウ

万円

他の共済(保険)契約のある方は、その契約金額を差し引いた額で加入してください。

家財の必要保障額

ウ

万円

-

他共済(保険)契約額

万円

=

加入可能額

エ

万円

他の共済・保険などに加入している場合の共済金支払い

こくみん共済 coop の火災共済(特約含む)、自然災害共済のほかに、他の共済や火災保険、地震保険、各種特約などに加入している場合、それぞれの契約から支払われる共済金などの合計額が損害額を超えときは、合計支払金額が損害額を超えないように減額して支払われる場合があります。

借家人賠償責任特約の保障額

〈賃貸住宅〉

右表を参照し、希望する保障額を決めます。

※特約のみの加入はできません。
火災共済の家財契約に30口以上加入している場合にお申し込みいただけます。
※右表により算出した保障額を超える損害賠償責任が発生する場合があります。借用戸室の延床面積を問わず500万円(50口)～4,000万円(400口)の範囲で加入できます。

借用戸室の種類	保障額の目安
マンション・アパート(延床面積50㎡未満)	1,000万円(100口)
マンション・アパート(延床面積50㎡以上)	2,000万円(200口)
戸建て	2,000万円(200口)

希望する保障額

オ

万円

II 掛金の計算

掛金は、「加入口数」×「1口あたりの月払掛金」で計算します。
(1口=保障額10万円(火災共済))

1 前ページで算出した必要保障額または加入可能額を口数に換算します。

住宅・家財それぞれ2口単位(偶数)にてお申し込みください。加入できるのは、住宅400口・家財200口までです。

持ち家・貸家

アまたはイ ÷ 10万円

住宅の加入口数

a

口

持ち家・賃貸住宅

ウまたはエ ÷ 10万円

家財の加入口数

b

口

合計加入口数

c

口

2 火災共済・自然災害共済の掛金を計算します。

ご契約(保障の対象)物件の建物構造区分によって掛金異なります。(前記「建物構造区分確認ガイド」参照)

火災共済の掛金額

C

口

×

1口あたりの月払掛金

木造構造	6円
鉄骨・耐火構造	3.5円
マンション構造(風水害保障なしタイプ)	3円(2.5円)

=

火災共済掛金

A

円

自然災害共済の掛金額

C

口

×

1口あたりの月払掛金

大型タイプ

木造構造	14円
鉄骨・耐火構造	9円
マンション構造(風水害保障なしタイプ)	8円(7円)

または

標準タイプ

木造構造	9.5円
鉄骨・耐火構造	6円
マンション構造(風水害保障なしタイプ)	5.5円(5円)

=

自然災害共済掛金

B

円

3 特約に加入する方はそれぞれ掛金を計算します。

類焼損害保障特約の掛金額

火災共済に30口以上加入している場合に付帯できます。

類焼損害保障特約

月払掛金 200円

類焼損害保障特約掛金

C

円

盗難保障特約の掛金額

火災共済のみの加入で、家財契約に30口以上加入している場合に付帯できます。

盗難保障特約

月払掛金 100円

盗難保障特約掛金

D

円

個人賠償責任共済の掛金額

火災共済に30口以上加入している場合に付帯できます。

個人賠償責任共済

月払掛金 200円

個人賠償責任共済掛金

E

円

借家人賠償責任特約の掛金額

賃貸住宅にお住まいで、火災共済の家財契約に30口以上加入している場合に付帯できます。

前ページのオを口数に換算

d

口

×

1口あたりの月払掛金

木造構造	4円
鉄骨・耐火構造	2円
マンション構造	1.5円

=

借家人賠償責任特約掛金

F

円

4 合計掛金を計算します。

あなたの合計掛金額(月払掛金)

(A + B + C + D + E + F)

円

7

11

ご契約のてびき

契約概要と注意喚起情報について

このご契約のてびき（契約概要・注意喚起情報）は、ご契約に際して特にご確認いただきたい重要事項をご説明するものです。

ご契約の前に必ずお読みいただき、内容を確認・了承のうえお申し込みください。なお、ご契約の内容は商品名に応じた事業規約（「共済掛金額および責任準備金額等算出方法書」ならびにこれにかかる条項を除きます。）・細則によって定まります。このご契約のてびきは、ご契約の内容すべてを記載したものではありません。ご不明な点がございましたら、こくみん共済 coop（以下「当会」といいます。）までお問い合わせください。

ご契約内容となる事業規約・細則について

・団体定期生命共済の事業規約・細則は当会にお問い合わせください。

・団体定期生命共済以外の共済の事業規約・細則は当会のホームページ（<https://www.zenrosai.coop/tebiki.html>）よりご参照ください。

契約概要

ご契約に際して特に確認いただきたい事項

注意喚起情報

ご契約に際して特に注意していただきたい事項

■ご契約のしおりのご案内

※当会では、ご契約者の皆さまへ「契約上の大切な事項を分かりやすくご説明する資料」として、「ご契約のしおり」を作成しております。「ご契約のしおり」は、当会ホームページに掲載しておりますので、パソコンやスマートフォン等から、いつでも簡単に閲覧いただけます。

※「ご契約のしおり」に記載があります。詳しくは所属の団体を通じて当会までお問い合わせください。

「ご契約のしおり」 検索方法



こくみん共済 coop
ホームページ
サイト内検索（画面の右上）

しおり



で検索



- 必要なときに、いつでも閲覧が可能です（「ご契約のしおり」データは保存・印刷することも可能です）。
 - 「共済商品名」「保障開始年月」で該当の「ご契約のしおり」を検索できます。
- <共済商品名> PGU生命・交通共済；セツ共済（団体生命共済）
住まいる共済；セツ共済（火災共済）

共済商品名称と該当する事業規約・細則

商品名	PGU 生命・交通共済		住まいる共済（火災共済・自然災害共済）
当会商品名称	団体生命共済	交通災害共済	住まいる共済（火災共済・自然災害共済）
事業規約・細則	団体定期生命共済・個人賠償責任共済		風水害等給付金付火災共済・自然災害共済・個人賠償責任共済

ご契約にあたっての共通項目

契約概要

●契約について

- 契約の引受団体
全国労働者共済生活協同組合連合会（こくみん共済 coop）
- 契約の方法
契約は団体と当会で定めた協定書に従い、募集を行い、契約を締結します。
- 掛金
このリーフレットの「PGU 生命・交通共済」「住まいる共済」のページでご確認ください。

●掛金と初回掛金の払込方法について
保障月の前月 28 日に口座振替します。

※ 28 日が金融機関休業日の場合は翌営業日となります。

※ 初回のみ複数ヵ月分を振り替える場合があります。

※ 掛金の払込方法は月払いのみとなります。

●共済期間と契約の更新について

共済期間は毎年 7 月 31 日までとなります。以後、同じ契約内容で引き続き加入する場合は、8 月 1 日から翌年 7 月 31 日までの 1 年ごとの自動更新となり、満 65 歳の 7 月 31 日で満了となります（移行可能な後継制度あり）。

なお、事業規約・細則の改正があった場合には、掛金の額、保障内容等を変更することがあります（後記「**●規約および細則の変更について**」をご確認ください）。

●掛金の額、保障内容等を変更することがあります（後記「**●規約および細則の変更について**」をご確認ください）。

注意喚起情報

●クーリングオフについて

申込者（共済契約者（以下「契約者」））は、申込日を含めた 8 営業日以内であれば書面をもって申し込みの撤回（クーリングオフ）ができます。

※クーリングオフをする場合、書面に契約の種類、申込日、契約者の氏名、住所、被共済者の氏名（団体生命共済・交通災害共済の場合）、共済の目的（保障の対象）の所在地（火災共済・自然災害共済の場合）、主たる被共済者の氏名（個人賠償責任共済の場合）、クーリングオフする旨を明記し、署名・押印のうえ、当会に提出してください。

●加入申込書（申込書）および質問表の記入について

- 申込書は契約を締結するうえで重要ですので、正確にご記入ください。特に、質問表（健康状態等についての質問）について正確にお答えいただけなかった場合、契約を解除し、共済金を支払わないことがあります。被共済者になる方の同意を得て、契約者自身が記入し、内容を充分にお確かめのうえ、署名してください。
- 申込書の内容および質問表の回答を確認したうえで、お引き受けするか否かを決定します。その結果は共済契約代表者または申込者（契約者）に通知します。
- 申込者（契約者）が申込書の「申込日」に記入した日を告知日（申込書の質問表への回答日）とします。

●契約の成立と効力の発生について

当会が申し込みを承諾した場合は、その申込日に契約は成立します。効力の発生は、団体との協定書に定める日からとなります。中途加入等の場合は、契約の成立日以降の翌月 1 日午前零時からとなります。なお、契約承諾の通知は共済契約証書の発行に代えてさせていただきます。

●2 回目以降の掛金払い込みと払込猶予期間・契約の失効

- 口座振替（口振）は、当会が指定した日（取扱金融機関等の休業日にあたる場合は翌営業日）にご指定の口座から振り替えます。なお、掛金の払込期日は毎月の発効応当日の前日の属する月の末日です。
- 払込期日の翌日から 3 ヶ月の払込猶予期間があります。払込猶予期間内に掛金が払い込まない場合、契約は失効します（契約がなくなります）。

●共済金等を確実にご請求いただくために（代理請求について）

契約者が共済金等を請求できない特別な事情がある場合には、契約者があらかじめ指定した代理人（指定代理請求人）が契約者の代理人として

共済金等を請求することができます（「指定代理請求制度」といいます）。また、指定代理請求人が指定されていないときや指定代理請求人に共済金等を請求できない特別な事情があるとき等には、契約者の代理人となりうる方（代理請求人）が共済金等を請求することができます（「代理請求制度」といいます）。

●規約および細則の変更について

当会が事業規約・細則を改正した場合には、更新日における事業規約および細則にもとづく掛金の額、保障内容等（支払事由、共済金の額、その他契約内容となるすべての事項）により更新します。また、当会は共済期間中であっても、法令等の改正または社会経済情勢の変化、その他の事情により必要が生じた場合には、掛金の額の変更を伴わない範囲で保障内容等を変更する場合があります。なお、この場合には、変更する旨および変更後の内容ならびに効力の発生時期について、当会ホームページへの掲載やその他の方法により周知します。

●共済金の不法取得目的による契約の無効について

契約者が共済金を不法に取得する目的または他人に共済金を不法に取得させる目的をもって契約の締結をした場合には、その契約は無効となります。

※契約が共済金の不法取得目的による無効の場合、契約当初からの払込掛金はお返しできません。

※すでに、共済金または返戻金を支払っていたときは返還していただきます。

●詐欺等による契約の取り消しについて

契約者、被共済者（個人賠償責任共済の場合は主たる被共済者）または共済金受取人が、申し込みの際、詐欺・強迫行為を行ったときには、契約が取り消されることがあります。

※支払事由が発生した後に、取り消された場合でも共済金は支払いません。

また、すでに共済金を支払っていたときは、返還していただきます。

※取り消された場合、契約当初からの払込掛金はお返ししません。

●掛金の保険料控除について

団体生命共済の掛金は、一部を除き生命保険料控除の対象となります。また、自然災害共済の地震等損害部分に相当する掛金は、地震保険料控除の対象となります。

団体生命共済・交通災害共済 共通項目

契約概要

●共済金受取人について

- 共済金受取人は契約者です。
1. にかかわらず、被共済者と同一人である契約者が死亡した場合の死亡共済金受取人は、(1) から (5) の順位になります。なお、(2) から (5) の中では、記載の順序になります。
 - (1) 契約者の配偶者（内縁関係にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方（以下「内縁関係にある方等」）を含みます。ただし、契約者または内縁関係にある方等に婚姻の届け出をしている配偶者がいる場合を除きます。以下同じです。）
 - ※「内縁関係にある方等」とは、生活実態をもとに当会が認めた方をいいます。また、戸籍上の性別が同一である場合については、加入時に確認書類の提示（自治体の同性パートナーシップの証明書、住民票、当会所定の確認書のいずれか）をお願いしています。
 - (2) 契約者の死亡の当時、その収入により生計を維持していた契約者の子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹（「その収入により生計を維持していた」とは、契約者の収入により、日々の消費生活の全部または一部を営んでおり、契約者の収入がなければ通常の生活水準を維持することが困難となるような関係が常態であった場合をいいます。以下同じです）
 - (3) 契約者の死亡の当時、その収入により生計を維持していた契約者

の配偶者の子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹

(4) (2) にあてはまらない契約者の子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹

(5) (3) にあてはまらない契約者の配偶者の子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹

3. 2. において、同順位の死亡共済金受取人が 2 人以上あるときは、代表者 1 人を定めなければなりません。この場合、その代表者は他の死亡共済金受取人を代表します。

4. 契約者は、支払事由が発生するまでは所定の書類により、被共済者の同意および当会の承諾を得て、2. の死亡共済金受取人の順位または順序を変更することができます。また、死亡共済金受取人を 2. 以外の契約者の親族等に指定または変更することができます。

5. 4. により死亡共済金受取人の指定または変更がされている場合で、その後契約更新（以下「更新」といいます。）されたときは、共済金額を変更したときを含めて、引き続き同一の内容による死亡共済金受取人の指定または変更があったものとします。

6. 死亡共済金受取人を指定または変更するための書類が当会に到着する前に、指定前または変更前の死亡共済金受取人に共済金を支払ったときは、その支払い後に共済金の請求を受けても、重複して共済金は支払いません。

7. 4. により指定または変更された死亡共済金受取人が死亡した場合で、その後に新たな死亡共済金受取人が指定されないときは、1. または 2. に規定する順位または順序によります。

※個人賠償責任共済の共済金受取人は、被共済者または共済金を受け取るべき人になります。

●共済金支払いの分割・繰り延べ・削減

戦争その他の非常な出来事、地震、津波、噴火、その他これらに類する天災などの非常時には、共済金の分割払い、繰り延べ払い、削減をすることがあります（賠償責任に関わる共済金は免責となり、お支払いできません）。

注意喚起情報

●契約の解除について

次のいずれかに該当する場合、契約は解除されることがあります。

- 共済金受取人（個人賠償責任共済は、被共済者または共済金を受け取るべき人）が、共済金請求および受領の際、詐欺行為を行い、または行おうとしたとき
- 契約者、被共済者または死亡共済金受取人（個人賠償責任共済は、契約者、被共済者または共済金を受け取るべき人）が、共済金を支払わせることを目的として、支払事由を発生させ、または発生させようとしたとき
- 契約者、被共済者または死亡共済金受取人が、反社会的勢力*1 に該当すると認められるとき、またはこれらの反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係*2 を有しているときと認められるとき

*1 「反社会的勢力」とは、暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない人を含みます。以下同じです）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

*2 「社会的に非難されるべき関係」とは、反社会的勢力に対する資金等の提供や便宜の供与、反社会的勢力の不当な利用を行うこと等、共済金受取人が法人である場合に、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその経営に実質的に関与していると認めれること等をいいます。

4. 他の契約等との重複によって、被共済者にかかる共済金等（保険金その他のいかなる名称であるかを問わないものとします）の合計額が著しく過大であり、共済制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあると認められるとき

5. 前記 1. ～ 4. までのいずれかに該当するほか、当会との信頼関係が損なわれ、当会が、契約の存続を不適当と判断したとき

6. 契約者または被共済者（個人賠償責任共済は、主たる被共済者）が、申し込みの際に、故意または重大な過失により、質問事項について事実を告げず、または事実でないことを告げたとき

※当初の契約または更新前の契約に告知義務違反があった場合は、契約変更後の契約または更新後の契約が解除されることがあります。

※支払事由が発生した後に、契約が解除された場合でも共済金は支払いません。また、すでに共済金を支払っていたときは返還していただきます。

※契約が解除された場合、契約当初からの払込掛金はお返ししません。当該契約の未経過共済期間（1 ヶ月に満たない端数日は切り捨てます）に相当する掛金をお返します。

※前記 3. の事由のみに該当した場合で、該当したのが一部の共済金等の受取人のみであるときは、その受取人に支払われるべき共済金等はお支払いできません。

●被共済者による契約の解除請求について

被共済者が契約者以外である場合、被共済者は契約者に対し、契約の解除を求めることができます（個人賠償責任共済を除きます）。

団体生命共済（個人賠償責任共済除く）

契約概要

●被共済者になることができる方

発効日または更新日に、次のいずれかに該当する方

1. 契約者（団体の構成員。以下同じです）
2. 契約者の配偶者
3. 契約者と同一生計で次に該当する満 24 歳までの未婚の方
 - (1) 契約者の子
 - (2) 契約者の配偶者の子

※家族（配偶者・子）の加入には契約者本人の加入が必要です。

他制度からの移行加入の場合は、このリーフレットの 4 ページ「**加入できる方**」の「**他制度から移行加入できる方**」をご確認ください。

●被共済者になることができない方

1. 質問表の回答を当会が確認し、加入が妥当でないと判断した方。ただし、全員一律加入契約および家族全員一律加入契約を除きます（取組団体のみ）。
2. 発効日または更新日に次の職業・職務に従事している方
 - (1) 力士、拳闘家、プロレスラー、軽業師、その他これらに類する職業・

職務

(2) テストパイロット、テストドライバー、その他これらに類する職業・職務

ただし、契約者本人が、これらの職業・職務に従事している場合でも、所属する団体の全被共済者の 3 % 以内であれば加入できます。（加入することができる基本契約共済金額は 500 万円までとなります。）

●割り戻し金について

毎年 5 月末の決算において、団体単位に収支計算を行い、剰余が生じた場合に割り戻し金としてお戻しします。

●共済金をお支払いする場合

1. 基本契約

<死亡共済金・重度障害共済金>

被共済者が共済期間中に死亡、または重度障がいの状態となった場合に、基本契約共済金額を死亡共済金または重度障害共済金としてお支払いします。

※死亡共済金と重度障害共済金は重複して支払いません。

2. 傷害特約（災害特約・災害死亡特約・災害入院特約）

<災害死亡共済金（災害特約・災害死亡特約）>

被共済者が共済期間中に発生した不慮の事故等を直接の原因として共済期間（契約を更新した場合は、更新直後の 1 共済期間を含みます。）中に死亡した場合に、災害特約共済金額および災害死亡特約共済金額を災害死亡共済金としてお支払いします。

<障害共済金（災害特約・災害死亡特約）>

被共済者が共済期間中に発生した不慮の事故等を直接の原因として共済期間（契約を更新した場合は、更新直後の 1 共済期間を含みます。）中に次の (1) または (2) の状態になった場合に、それぞれに記載の金額を障害共済金としてお支払いします。

(1) 重度障がいの状態となったとき

「災害特約共済金額および災害死亡特約共済金額」

(2) 重度障がいを除く身体障がいの状態となったとき

障害共済金 = 災害特約共済金額 × 「身体障害等級別支払割合表」に規定する障害等級に応じた支払割合

<災害入院共済金（災害入院特約）>

被共済者が共済期間中に発生した不慮の事故を直接の原因として共済期間（契約を更新した場合は、更新直後の 1 共済期間を含みます。）中に 1 日以上入院をした場合に、次の金額を災害入院共済金としてお支払いします。

※事故の日からその日を含めて 180 日以内に開始した入院が対象となります。

災害入院共済金 = 災害入院特約共済金額（日額）× 入院日数

なお、災害入院共済金をお支払いする入院日数の限度は、同一の不慮の事故による 1 回の入院について 180 日までとなります。また、一度退院し、事故の日からその日を含めて 180 日以内に再入院した場合には、1 回の入院とみなします。

※入院日と退院日が同一の日である場合には、入院基本料の支払いの有無などを参考に判断します。

3. 病氣入院特約

<病氣入院共済金>

被共済者が共済期間（契約を更新した場合は、更新後の共済期間を含みます。）中に疾病の治療を目的とする 1 日以上入院をした場合に、次の金額を病氣入院共済金としてお支払いします。

病氣入院共済金 = 病氣入院特約共済金額（日額）× 入院日数

なお、病氣入院共済金をお支払いする入院日数の限度は、同一の原因による 1 回の入院について 180 日までとなります。また、一度退院し、同一の原因により退院日の翌日からその日を含めて 180 日以内に再入院した場合には、1 回の入院とみなします。ただし、同一の原因による入院でも、病氣入院共済金支払われた最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて 180 日を経過して開始した入院については、新たな疾病による入院とします。

※入院日と退院日が同一の日である場合には、入院基本料の支払いの有無などを参考に判断します。

<疾病障害見舞金>

被共済者（病氣入院特約の発効日または更新日現在の年齢が、満 66 歳未満の方に限ります）が共済期間中にはじめて次の (1) から (5) のいずれかの特定の身体障がいの状態となった場合に、次の金額を疾病障害見舞金としてお支払いします（それぞれ 1 回のみのお支払いとなります）。

- (1) 恒久的心臓ペースメーカーを装着したもの
 - ※一時的な装着や既に装着した恒久的心臓ペースメーカー・その付属品（電池など）の交換を除きます。
- (2) 心臓に人工弁を置換したもの
 - ※人工弁を再置換する場合およびすでに人工弁を置換した部位とは異なる部位に人工弁を置換する場合を除きます。
- (3) 腎臓の機能を全く永久に失い、かつ、人工透析療法または腎移植を受けたもの
 - ※一時的な人工透析療法を除きます。
 - ※腎移植のうち、自家腎移植および再移植を除きます。
 - ※次のいずれかの場合は、疾病障害見舞金をお支払いできません。
 - ① 人工透析療法を受けたことにより疾病障害見舞金をお支払いした後に、腎移植を受けたとき
 - ② 腎移植を受けたことにより疾病障害見舞金をお支払いした後に、人工透析療法を受けたとき
- (4) 直腸を切除し、かつ、人工肛門を造設したもの
- (5) ぼうこうを全摘出し、かつ、人工ぼうこうを造設したものまたは尿路変術を受けたもの

疾病障害見舞金 = 病氣入院特約共済金額（日額）× 40

<ドナー支援金>

被共済者が共済期間中に生体間における骨髄移植または臓器移植のドナーとなるための骨髄の採取（末梢血幹細胞移植における末梢血幹細胞採取を含みます）または臓器の採取・摘出を直接の目的とする手術を受けた場合、次の金額をドナー支援金としてお支払いします。

ドナー支援金 = 病気入院特約共済金額（日額）× 10	
※日本国内の病院または診療所において受けた手術が対象となります。 ※皮膚移植、骨移植および輸血はお支払いの対象なりません。 ※臓器移植とは、肝臓移植・腎臓移植その他当会が認めるものをいいます。	
●共済金を減額してお支払いする場合 <重度障害共済金> 発効日または更新日（増額した場合）時点で、すでに罹患していた疾病・受傷していた傷害を原因として、発効日または更新日（増額した場合の増額部分）から180日以内に重度障がいの状態になったときは、前項「●共済金をお支払いする場合」における重度障害共済金の額を50%減額してお支払いします。 <災害死亡共済金・障害共済金・災害入院共済金> 不慮の事故等による傷害については、次の影響を除いて共済金の額を決定し、お支払いします。 1.事故前から存在していた障がい・傷病による影響 2.事故後、その事故とは関係なく発生した障がい・傷病による影響 3.正当な理由なく、被共済者が治療を行わず傷害が重大となったことによる影響 4.正当な理由なく、契約者または共済金受取人が治療せなかったことによる影響	
注意喚起情報	
●共済金をお支払いできない場合（主な免責事由） 次のいずれかに該当する場合、共済金をお支払いできません。	
共済金の種類	主な免責事由
1.すべての共済金	(1) 契約が解除されたとき (2) 契約が無効となったときや詐欺等により取り消されたとき
2.死亡を原因とする共済金	(1) 被共済者が発効日または更新日（増額した場合の増額部分）から1年以内に自殺したとき (2) 被共済者の犯罪行為によるとき (3) 共済金受取人の故意によるとき (4) 契約者の故意によるとき（契約者と同一人である場合を除きます） など
3.重度障がいを原因とする共済金	(1) 被共済者が発効日または更新日（増額した場合の増額部分）から1年以内に自殺行為により重度障がいの状態となったとき (2) 被共済者の故意（自殺行為を除きます）によるとき (3) 被共済者の犯罪行為によるとき (4) 契約者の故意によるとき（契約者と同一人である場合を除きます） など
4.不慮の事故を原因とする共済金	(1) 契約者または共済金受取人の故意または重大な過失によるとき (2) 被共済者の故意または重大な過失によるとき (3) 被共済者の犯罪行為によるとき (4) 被共済者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故によるとき (5) 被共済者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき (6) 被共済者の精神障害または泥酔によるとき (7) 被共済者の疾病に起因して生じた事故によるとき (8) 原因がわからない場合でも頸部症候群（いわゆる「むち打ち症」）または腰・背痛で他覚症状のないもの など
5.疾病を原因とする共済金	(1) 契約者または被共済者の故意または重大な過失によるとき (2) 被共済者の薬物依存によるときまたは薬物依存により生じた疾病によるとき (3) 原因がわからない場合でも頸部症候群（いわゆる「むち打ち症」）または腰・背痛で他覚症状のないもの など

●契約の無効について

次のいずれかに該当する場合、契約は無効となります。

- 契約者が発効日または更新日にすでに死亡していたとき
 - 被共済者が発効日にすでに死亡していたとき
 - 契約者が発効日または更新日に団体の構成員でなくなっていたとき
 - 被共済者が発効日または更新日に契約概要「●被共済者になることができる方」の範囲外であったとき
 - 共済金額が最高限度を超えていたときは、その超えた部分
 - 契約の申し込みの際、被共済者の同意を得ていなかったとき
 - 契約者の意思によらず契約を申し込まれたとき など
- ※契約が無効の場合、当該契約の掛金の全部または一部を、契約者にお返しします。
- ※契約が無効であった場合で、すでに共済金を支払っていたときは返還していただきます。

●契約の消滅について

次のいずれかに該当する場合、契約は消滅します。

- 被共済者が死亡したとき
 - 被共済者が重度障がいの状態となったとき（重度障害共済金が支払われた場合に限ります）
- ※共済金を契約者または死亡共済金受取人にお支払いする場合で、未払込掛金があるときはその未払込掛金の額を共済金から差し引かせていただきます。

●契約内容に関する届け出について

契約者は次の場合、所属する団体を通じて当会へご連絡ください。ご連絡がないと共済金をお支払いできない場合があります。

- 契約者または被共済者の氏名を変更したとき（死亡共済金受取人、指定代理請求人を含む）
- 契約者の住所を変更したとき

- 被共済者が契約概要「●被共済者になることができる方」の範囲外になったとき

交通災害共済

契約概要

●被共済者になることができる方

契約の発効日または更新日において、次のいずれかに該当する方

- 契約者（団体の構成員。以下同じです）
- 契約者の配偶者
- 2.以外の契約者と生計を一にする親族

●交通事故の定義について

この共済において交通事故とは、次に掲げるものをいいます。

- 運行中の交通機関に搭乗していない被共済者の、運行中の交通機関（自動車、自転車、電車、ケーブルカー、航空機、船舶、遊覧船など、およびこれらに積載されているものも含みます。以下同じです）との衝突、接触等による事故
- 運行中の交通機関に搭乗していない被共済者の、運行中の交通機関の衝突、接触、火災、爆発等による事故
- 運行中の交通機関に搭乗している被共済者の不慮の事故
- 乗客（入場客を含みます）として、改札口を有する交通機関の乗降場構内（改札口の内側をさします）における被共済者の不慮の事故
- 道路（道路交通法第2条第1項第1号から第7号までに定めるもの。日本国外においても同法で定める道路と同程度のものとする）を通行中の被共済者の次に掲げる不慮の事故
 - 建造物・工作物等の倒壊または建造物・工作物等からの物の落下
 - 崖崩れ、土砂崩れまたは岩石等の落下
 - 火災または破裂・爆発

※運行中には「駐車中」は含みません。

●交通機関の範囲について

この共済における交通機関の範囲は次のとおりです。

- 汽車、電車、路面電車、気動車、モノレール、ケーブルカー（ロープウェーを含みます）、リフト、エレベーターおよびエスカレーター。ただし、工業施設構内で用いられている工業施設の一部となっている運搬具を除きます。
- 自動車、原動機付自転車、自転車、荷車、牛車、馬車、人力車、そりおよびトロリーバス等の車両（道路交通法（昭和35年6月25日法律105号）第2条（定義）第1項第8号から第12号までに規定するもの）。ただし、次のものは含みます。
 - 身体障がい者用の車イスおよび小児用の車
 - 道路法（昭和27年6月10日法律第180号）第3条（道路の種類）に定める道路（市町村道以上の道路）を運行中の原動機付耕運機
- 航空法（昭和27年7月15日法律第231号）第2条（定義）第1項に規定する航空機
- 船舶職員および小型船舶操縦者法（昭和26年4月16日法律第149号）第2条（定義）第1項に規定する船舶およびそれと同等級の外国船舶。ただし、河川の渡し船および海技従事者の操縦する遊覧船を含みます。

●共済金をお支払いする場合

<死亡共済金>

被共済者が共済期間中に発生した交通事故を直接の原因として共済期間（契約を更新した場合は、更新直後の1共済期間を含みます）中に死亡した場合、死亡共済金をお支払いします。

<障害共済金>

被共済者が共済期間中に発生した交通事故を直接の原因として共済期間（契約を更新した場合は、更新直後の1共済期間を含みます）中に身体障がいの状態になった場合、「身体障害等級別支払割合表」に規定する等級に応じた支払割合の金額を障害共済金としてお支払いします。

<入院共済金>

被共済者が共済期間中に発生した交通事故を直接の原因として共済期間（契約を更新した場合は、更新直後の1共済期間を含みます）中に連続して5日以上入院した場合、次の計算により入院共済金をお支払いします。

※事故の日からその日を含めて180日以内に開始した入院が対象となります。

入院共済金 = 入院共済金額（日額）× [入院日数（184日限度）－ 免責4日*]
--

*免責4日分については、通院共済金をお支払いします。

<通院共済金>

被共済者が共済期間中に発生した交通事故を直接の原因として共済期間（契約を更新した場合は、更新直後の1共済期間を含みます）中に通院した場合、次の計算により通院共済金をお支払いします。

※事故の日からその日を含めて180日以内に行われた通院が対象となります。

通院共済金 = 通院共済金額（日額）× 通院日数（90日限度）

■ハイヤーまたはタクシーを業務運転中に被った交通事故の場合のご注意<F型>

被共済者がハイヤーまたはタクシーを業務運転中に被った交通事故の場合には、すべての共済金がお支払いの対象となりません。

●共済金を減額してお支払いする場合

被共済者が交通事故により傷害を被り、共済金をお支払いする場合、すでに存在していた障がいもしくは傷病の影響、または当該事故の後にその原因となった事故と関係なく発生した障がいもしくは傷病の影響により傷害が重大になったときは、その影響がなかった場合に相当する共済金の額を決定してお支払いします。

注意喚起情報

●共済金をお支払いできない場合（主な免責事由）

- 契約者、被共済者、共済金受取人の故意または重大な過失によるとき
- 被共済者の犯罪行為によるとき
- 被共済者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故によるとき
- 被共済者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき
- 被共済者の精神障がいまたは泥酔によるとき
- 被共済者の疾病に起因して生じた事故によるとき
- 原因がわからない場合でも頸部症候群（いわゆる「むち打ち症」）または腰・背痛で他覚症状のないもの

- 道路以外の場所における車両の交通によって生じたもので、自動車安全運転センター各都道府県事務所が発行する交通事故証明書 の交付を受けられなかったもの（交付を受けられない場合はお問い合わせください）

- 人または物の運搬以外の用途を兼ねる交通機関の当該用途に関連して生じたもの
- 列車、路面電車等の専用軌道内もしくは自動車専用道路内に立ち入り、または当該軌道もしくは道路を当該交通機関による以外の方法により通行し、当該交通機関との接触、衝突によって生じたもの（ただし、業務上の必要による立ち入り、または通行によって生じたものを除きます）
- 被共済者が試運転（性能試験を目的とする運転または操縦をいいます）、訓練（自動車または原動機付自転車の運転資格を取得するため の訓練を除きます）、競技・興行（練習を含みます）のため運行中の交通機関に搭乗している間に生じた傷害
- 被共済者が職務として以下の作業に従事中に当該作業に直接起因する事故によって被った傷害
 - 荷役作業（土石などの積み込み、積みおろし作業を含みます）
 - 当会の規定する交通機関の修理、点検、整備または清掃の作業
- 被共済者が定期、不定期航空運送事業に使用されていない航空機を操縦している間または当該航空機に搭乗することを職務とする被共済者が職務上搭乗している間に生じた傷害
- 被共済者が職務として漁業に従事している間に生じた傷害
- F型に加入の場合、被共済者がハイヤーまたはタクシーを業務運転中に被った交通事故によるとき
- 契約が解除されたとき

●契約の無効について

次のいずれかに該当する場合、契約は無効となります。

- 被共済者が発効日に、すでに死亡していたとき
 - 被共済者が、発効日または更新日に契約概要「●被共済者になることができる方」の範囲外であったとき
 - 共済金額が最高限度を超えていたときは、その超えた部分
 - 契約申し込みの際、被共済者の同意を得ていなかったとき
 - 契約者の意思によらず契約が申し込まれたとき
- ※契約が無効であった場合で、すでに共済金を支払っていたときは返還していただきます。
- ※契約が無効の場合には、当該契約の掛金の全部または一部を、契約者にお返しします。

●契約の消滅について

被共済者が死亡したとき

●契約内容に関する届け出について

契約者は次の場合、所属する団体を通じて当会へご連絡ください。ご連絡がないと共済金をお支払いできない場合があります。

- 契約者または被共済者の氏名を変更したとき（死亡共済金受取人、指定代理請求人を含む）
- 契約者の住所を変更したとき
- 被共済者について、交通事故による傷害を被った場合
- 他の交通災害共済や交通災害保険に加入したとき
- 被共済者が契約概要「●被共済者になることができる方」の範囲外になったとき

個人賠償責任共済

契約概要

●契約について

次の1.または2.いずれかの契約にセットして加入できます。

共済期間は、個人賠償責任共済をセットする契約（以下「付帯される契約」）と同一とし、付帯される契約が終了（無効・取り消し・失効・解約・解除・消滅）すると、終了します。

- 団体生命共済
 - 火災共済（30口以上加入している場合）
- ※1.2.ともに契約があり、新たにセットして加入する場合、付帯される契約は1.になります（すでに火災共済に個人賠償責任共済をセットして加入している場合を除きます）。
- ※付帯される契約を変更する場合は、別途、お手続きが必要です（付帯される契約が終了する場あて、他にセットできる契約があっても、自動でセットすることはありません）。
- ※家族契約へセットしての加入はできません。主たる被共済者は契約者です。

●被共済者の範囲

被共済者の範囲は、主たる被共済者を中心とする次のいずれかの人とします。ただし、責任無能力者は含みません。

- 主たる被共済者
 - 主たる被共済者の配偶者
 - 主たる被共済者またはその配偶者と生計を一にする同居の親族
 - 主たる被共済者またはその配偶者と生計を一にする別居の未婚の子
- ※損害の原因となった事故発生時において、被共済者の範囲に該当する方が保障の対象となります（同居の親族でも明らかに独立した生活と認められる場合は保障の対象となりません）。
- ※未婚とはこれまでに婚姻歴のないことをいいます。

●共済金をお支払いする場合

日本国内において次の1.または2.に該当する場合、被共済者が支払うべき損害賠償金を損害賠償共済金として支払います（1回の事故につき上限3億円）。

- 被共済者が日常生活に起因する偶然な事故により、他人を死傷させたり物を壊したりしたことで法律上の賠償責任を負った場合
 - 主たる被共済者が居住する住宅の所有・使用・管理に起因する偶然な事故で法律上の賠償責任を負った場合
- ※損害賠償共済金とは別に、賠償費用共済金として、損害を与えた相手方に対する対人臨時費用や損害拡大防止費用（当会が認めたもの）等をお支払いします。

注意喚起情報

●共済金をお支払いできない場合（主な免責事由）

次のいずれかの損害への賠償責任

- 同居または生計を一にする親族に対する損害

- 暴行または殴打に起因する損害
- 職務従事に起因する損害
- 被共済者が所有・使用・管理する財物に関する損害
- 心神喪失に起因する損害
- 自動車、バイクなどの車両、船舶、航空機、銃器の所有・使用・管理に起因する損害
- 地震もしくは噴火またはこれらによる津波により生じた損害 など

●保障の重複について

当会および当会以外のご契約で、すでに同種の保障に加入しているときは保障が重複することがあります。重複すると、保障の対象となる事故について、どちらのご契約からでも保障されますが、いずれか一方のご契約からは保険金や共済金が支払われない場合があります。それぞれの ご契約内容の違いや保障される金額をご確認いただき、保障の要否をご判断いただいたうえでご加入ください。

※主たる被共済者とそのご家族がそれぞれ個人賠償責任共済に加入し、事故が重複した場合、支払限度額はそれぞれの保障額を合算した額となります（それぞれのご契約から共済金を重ねてお支払いすることはありません）。

※同様の保障を提供する他の契約に加入した場合、当会へ連絡してください。

●契約の無効について

次のいずれかに該当する場合、契約は無効となります。

- 契約者の意思によらず契約の申し込みがされたとき
 - 付帯される契約が契約の発効日または更新日において無効であるとき
- ※すでに共済金を支払っていたときは返還していただきます。
- ※無効の場合、当該契約の掛金の全部または一部を契約者にお返しします。

住まいる共済（個人賠償責任共済除く）

契約概要

●共済商品のしくみ

■火災共済

ご契約の住宅や家財に火災・風水害などの損害が発生した場合、共済金をお支払いします。

1. 契約方法

契約は住宅と家財のそれぞれにおいて、住宅は1棟ごとに、家財は1棟の住宅内に収容されている家財ごとに契約します。

※住宅は400口（4,000万円）、家財は200口（2,000万円）までの範囲で、それぞれで定めている加入基準を上限に偶数口数（2口単位）で加入できます。

※他の火災共済・保険などに加入されている場合は、他保険などの契約金額を差し引いた額（口数）でご加入ください。

2. 保障の対象とすることのできる住宅・家財

- 住宅

共済契約関係者（契約者または契約者と同一生計の親族をいいます。以下同じです）が所有し、人が居住している日本国内の住宅または事務所・店舗等併用住宅

※共有持分になっている場合は、持分に応じて分割して契約し、可能な限り所有者を契約者としてください。

※民泊（住宅を活用し、宿泊料を受けて人を宿泊させる営業）物件は、人が居住している建物に該当しないため、加入できません。

なお、共済契約関係者が居住される場合には、共済契約関係者がもっぱら居住している部分に限り加入できます。

<事務所・店舗等併用住宅の扱いについて>

事務所・店舗等併用住宅で、次のいずれかに該当する場合には、共済契約関係者がもっぱら居住している部分に限り加入できます（いずれにも該当しない事務所・店舗等併用住宅の場合は、事務所、店舗等含め住宅全体を対象に加入できます）。

- 事務所・店舗等部分の面積が居住部分の面積を超える場合
- 事務所・店舗等部分の面積が20坪以上となる場合

ウ. 次の用途を兼ねる住宅

常時10人以上が業務に従事する事務所、火薬類専門販売業・再生资源集荷業、作業員宿舍・簡易宿泊所、貸座敷・待合・割烹・料亭、キャバレー・ナイトクラブ・バー・スナック・ビアホールその他これらに類するもの、映画館・劇場・遊技娯楽場、工場・作業場（常時5人以上が作業に従事するもの）・倉庫・車庫

- 家財

共済契約関係者が居住する日本国内の住宅に収容される共済契約関係者が所有する家財

※事務所・店舗等併用住宅の場合は、共済契約関係者がもっぱら居住する部分に収容される家財に限ります。

※貸家の場合は家財には加入できません。
- 保障の対象とならない住宅・家財（抜粋）
 - 通貨、預貯金証書、有価証券、電子マネー、貴金属、美術品、自動車およびその付属品、動物・植物等の生物など
 - 事務所・店舗等専用の建物、営業用の商品、器具備品、設備など
 - 稿本、設計図、図案、ひな形、鋳型、模型、証書、帳簿など
 - データ、ソフトウェアまたはプログラム等の無体物
 - 空家・別荘等、人が居住していない住宅およびその住宅内の家財
 - 法人名義の住宅

■借家人賠償責任特約

火災共済（基本契約）にセットして加入できます。借用住宅の借主（被共済者）の過失で火災、破裂・爆発、漏水等が発生し、借用住宅に損害が生じたことにより、借主が貸主に対して法律上の損害賠償責任を負った場合に共済金をお支払いします。

1. 契約方法

- 火災共済（家財）に30口以上加入し、下記の（1）～（3）のすべてに該当する場合に加入できます。
 - 借用住宅に基本契約の保障の対象である家財が収容されているとき
 - 借用住宅が共済契約関係者の所有でないとき
 - 借用住宅の借主（被共済者）と借用住宅の貸主との間で、借用住宅の賃貸借契約または使用貸借契約がされているとき

※被共済者は共済契約関係者でなければなりません。

■類焼損害保障特約

火災共済にセットして加入できます。契約している住宅から発生した火

災、破裂または爆発により近隣の住宅およびそこに収容される家財に損害が生じた場合に、その住宅および家財の所有者（類焼保障被共済者）に共済金をお支払いします。

1. 契約方法
火災共済に30口以上加入している場合に加入できます。
※1物件に1契約とします。

■盗難保障特約
火災共済にセットして加入できます。盗難により損害が生じ、所轄警察署に被害の届け出をした場合に共済金をお支払いします（家財のみが保障の対象です）。

1. 契約方法
火災共済のみの加入で家財に30口以上加入している場合に加入できます。
※自然災害共済に加入している場合は加入できません。

■自然災害共済
ご契約の住宅や家財に地震、風水害、盗難などによる損害が発生した場合、

●共済金のお支払いなどについて
詳細な共済金額については、このリーフレットの「火災共済の保障内容」「自然災害共済の保障内容」「特約の保障内容」をご確認ください。また、後記「●共済金のお支払いに関する留意事項」もあわせてご確認ください。
※マンション構造専用（風水害保障なしタイプ）について、後述の“★”がついている共済金は風水害等による損害の場合、対象外となります。
■火災共済について

共済金の種類	共済金をお支払いする場合（支払事由）	共済金をお支払いできない場合（主な免責事由）
火災等共済金	保障の対象に火災等により損害が生じた場合 ※火災等とは... 火災、落雷、破裂・爆発、突発的な第三者の直接加害行為（損害額5万円以上）、他人の住居からの水ぬれ、消火作業による冠水・破壊、他人の車両の飛び込み、住宅外部からの物体の落下・飛来	次のいずれかの事由により生じた損害 1. 発効日以前に生じた損害 2. 住宅の欠陥および老朽化に伴う雨もり、台風などで吹き込んだ雨もり 3. 契約者、保障の対象の所有者、共済金受取人またはこれらの人の法定代理人の故意または重大な過失 4. 保障の対象である家財（持ち出し家財を除きます）が、保障の対象である家財を収容する住宅外にある間に生じた事故 5. 火災等または風水害等に際しての保障の対象の紛失または盗難 6. 置き忘れ、紛失その他の共済契約関係者の管理下でない持ち出し家財の事故 7. 直接原因であるか間接原因であるかを問わず、地震等
風水害等共済金★	保障の対象である住宅または保障の対象である家財を収容する住宅に、風水害等により損害が生じ、次の1.または2.に該当する場合 1. 住宅の損害額が10万円を超える場合（浸水による損害および住宅外部の損壊を伴わない吹き込み、浸み込み、漏入等による住宅内部のみの損害を除きます） 2. 住宅が床上浸水を被った場合 ※風水害等とは... 暴風雨、突風・旋風（竜巻含む）、台風、高波、高潮、洪水、豪雨、長雨、雪崩、降雪、降ひょうまたはこれらによる地すべりもしくは土砂崩れ	次のいずれかの事由により生じた損害 1. 発効日以前に生じた損害 2. 住宅の欠陥および老朽化に伴う雨もり、台風などで吹き込んだ雨もり 3. 契約者、保障の対象の所有者、共済金受取人またはこれらの人の法定代理人の故意または重大な過失 4. 保障の対象である家財（持ち出し家財を除きます）が、保障の対象である家財を収容する住宅外にある間に生じた事故 5. 火災等または風水害等に際しての保障の対象の紛失または盗難 6. 置き忘れ、紛失その他の共済契約関係者の管理下でない持ち出し家財の事故 7. 直接原因であるか間接原因であるかを問わず、地震等
持ち出し家財共済金（家財契約がある場合）	持ち出し家財について、日本国内の他の建物（アーケード、地下街、改札口を有する交通機関の構内等もっぱら通路に利用されているものを除きます）内において火災等による損害が生じた場合	8. 直接原因であるか間接原因であるかを問わず、戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動 9. 直接原因であるか間接原因であるかを問わず、核燃料物質もしくは核燃料物質により汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故 10. 9.以外の放射線照射または放射能汚染 11. 7～10.の事由により発生した事故の延焼または拡大 12. 発生原因がいかなる場合でも、7～10.の事由による事故の延焼または拡大 13. 7～10.の事由に伴う秩序の混乱 14. 物置・納屋・車庫などの付属建物、門・堀・垣・カーポートなどの付属工作物の損害（風水害等共済金）など
臨時費用共済金★	火災等共済金または風水害等共済金が支払われる場合	
失火見舞費用共済金	保障の対象である住宅または保障の対象である家財を収容する住宅から発生した火災、破裂・爆発により、第三者の所有物に臭気付着以外の損害が生じ、見舞金等を現実に自己の費用で支払った場合	
水道管凍結修理費用共済金（住宅の加入口数20口以上の場合）	保障の対象である住宅の専用水道管が凍結により損壊（パッキン等のみの損壊を除きます）し、共済契約関係者が修理費用を自己の費用で支払った場合	
バルコニー等修繕費用共済金（住宅契約がある場合で、かつ、マンション構造のみ）	保障の対象である住宅の専用使用権付共用部分が火災等により損害を受け、その区分所有建物の管理規約にもとづき共済契約関係者が修繕費用を自己の費用で支払った場合	
漏水見舞費用共済金（マンション構造のみ）	保障の対象である住宅または保障の対象である家財を収容する住宅から発生した事故（火災、破裂・爆発は除きます）を原因として、第三者の所有物に水ぬれ損害が生じ、見舞金等を現実に自己の費用で支払った場合	
修理費用共済金★（マンション構造のみ）	借用住宅に火災等または風水害等により損害が生じ、共済契約関係者が賃貸借契約にもとづき修理費用を自己の費用で支払った場合	
住宅災害死亡共済金★	火災等共済金または風水害等共済金が支払われ、かつ、共済契約関係者がその事故を直接の原因として、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合	
風呂の空だき見舞金	保障の対象である風呂釜および浴槽が火災に至らない空だきにより、次の1.または2.に該当する場合 1. 風呂釜かつ浴槽が使用不能になったとき 2. 風呂釜が使用不能になったとき	
付属建物等風水害共済金★（住宅の加入口数20口以上の場合）	風水害等により保障の対象である住宅の付属建物または付属工作物に10万円を超える損害が生じた場合	

■特約について

特約の種類	共済金をお支払いする場合（支払事由）	共済金をお支払いできない場合（主な免責事由）
	借用住宅の借主（被共済者）の過失で火災、破裂・爆発、漏水等が発生し、借用住宅に損害が生じたことにより借主が貸主に対して法律上の損害賠償責任を負った場合	1. 次のいずれかの事由により生じた損害 (1) 契約者、被共済者もしくは共済金受取人またはこれらの人の法定代理人の故意 (2) 契約者、被共済者または共済金受取人の心神喪失または指図 (3) 借用住宅の改築、増築または取りこわし等の工事 (4) 直接原因であるか間接原因であるかを問わず、風水害等または地震等 (5) 火災共済の「共済金をお支払いできない場合（主な免責事由）」1.8～10. (6) (4)および(5)の事由により発生した事故の延焼または拡大 (7) 発生原因がいかなる場合でも、(4)および(5)の事由による事故の延焼または拡大 (8) (4)および(5)の事由に伴う秩序の混乱 2. 次の損害賠償責任を負担することにより被った損害 (1) 被共済者と借用住宅の貸主との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定により加重された損害賠償責任 (2) 被共済者が借用住宅を貸主に引き渡した後に発見された損傷、汚損に起因する損害賠償責任 など
借家人賠償責任特約		

類焼損害保障特約	保障の対象である住宅または保障の対象である家財を収容する住宅内から発生した火災、破裂・爆発により近隣の住宅およびそこに収容される家財に損害が生じた場合	次のいずれかの事由により生じた損害 1. 共済契約関係者またはこれらの人の法定代理人の故意 2. 類焼保障被共済者またはその法定代理人の故意、重大な過失または法令違反（ただし、他の類焼保障被共済者が受け取る金額については除きます） 3. 類焼保障被共済者でない人が類焼損害共済金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その人またはその人の法定代理人の故意、重大な過失または法令違反 4. 火災共済の「共済金をお支払いできない場合（主な免責事由）」1.7～13. など
盗難保障特約	盗難により家財に損害が生じ、所轄警察署に被害の届け出をした場合	次のいずれかの事由により生じた損害 火災共済の「共済金をお支払いできない場合（主な免責事由）」1.3.4.7～13.および自然災害共済の「共済金をお支払いできない場合（主な免責事由）」の2～4.

■自然災害共済について

共済金の種類	共済金をお支払いする場合（支払事由）	共済金をお支払いできない場合（主な免責事由）
風水害等共済金★	保障の対象に風水害等による損害が生じ、次の1～3.に該当する場合（申し込み以前に発生した風水害等により、申込日の翌日から7日以内の共済期間中に生じた損害を除きます） 1. 住宅の損害額が10万円を超える場合（浸水による損害および住宅外部の損壊を伴わない吹き込み、浸み込み、漏入等による住宅内部のみの損害を除きます） 2. 家財の損害額が10万円を超える場合（浸水による損害および住宅外部の損壊を伴わない吹き込み、浸み込み、漏入等による家財のみの損害を除きます） 3. 住宅が床上浸水を被った場合	次のいずれかの事由により生じた損害 1. 火災共済の「共済金をお支払いできない場合（主な免責事由）」1～4. 2. 風水害等、地震等または火災等に際しての保障の対象の紛失または盗難 3. 家財の置き忘れもしくは紛失、または置き引き、車上ねらい、もしくはその他共済契約関係者の管理下でない持ち出し家財の盗難 4. 持ち出し家財である自転車および原動機付自転車の盗難 5. 火災共済の「共済金をお支払いできない場合（主な免責事由）」8～10.の事由、8～10.の事由により発生した事故の延焼または拡大、発生原因がいかなる場合でも8～10.の事由による事故の延焼または拡大、および8～10.の事由に伴う秩序の混乱 6. 地震等が発生した日から10日を経過した後に生じた損害（地震等共済金、地震等特別共済金、付属建物等特別共済金） 7. 原因がいかなる場合でも、頸部症候群（いわゆる「むち打ち症」）または腰・背痛で他覚症状のないもの（傷害費用共済金） 8. 物置・納屋・車庫などの付属建物、門・堀・垣・カーポートなどの付属工作物の損害（風水害等共済金、地震等共済金、地震等特別共済金） など
盗難共済金	盗難により次の1～3.のいずれかの損害が生じ、かつ、共済契約関係者が所轄警察署に被害の届け出をした場合 1. 保障の対象に盗取、損傷または汚損による損害が生じた場合 2. 日本国内の他の建物（アーケード、地下街、改札口を有する交通機関の構内等もっぱら通路に利用されているものを除きます）内において、持ち出し家財に盗取、損傷または汚損による損害が生じた場合 3. 保障の対象である家財を収容する建物内において生じた、通貨の1万円以上の盗取または共済契約関係者の名義の預貯金証書の盗取による損害が生じた場合。ただし、預貯金証書の盗取については、次のすべてをみताす場合 (1) 共済契約関係者が、盗取を知った後直ちに預貯金先に被害の届け出をしたこと (2) 盗取にあった預貯金証書により、預貯金口座から現金が引き出されたこと	
地震等共済金	地震等を原因とする焼失、損壊、埋没または流失により、保障の対象である住宅または保障の対象である家財を収容する住宅に損害が生じ、その損害額が100万円を超える場合 ※地震等とは... 地震による損壊・火災、噴火による損壊・火災、津波による損壊	
地震等特別共済金（住宅および家財の合計加入口数が20口以上の場合）	地震等を原因とする焼失、損壊、埋没または流失により、住宅に損害が生じ、その損害額が20万円を超え100万円以下の場合	
付属建物等特別共済金★※大型タイプのみ（住宅の加入口数20口以上の場合）	保障の対象である住宅の付属建物または付属工作物が次の1.または2.に該当する場合 1. 風水害等による損害額が10万円を超える場合（申し込み以前に発生した風水害等により、申込日の翌日から7日以内の共済期間中に生じた損害を除きます） 2. 地震等による損害額が20万円を超える場合	
傷害費用共済金★	火災等共済金、風水害等共済金、地震等共済金または盗難共済金が支払われ、契約者本人または契約者と生計を一にする親族がその事故を直接の原因として傷害を受け、その日から180日以内に死亡または身体障がいの状態になった場合	

<自然災害共済の共済金が削減される場合>

1. 自然災害共済は、当会・交連共済・電通共済生協・教職員共済（以下「自然災害共済実施生協」といいます。）が共同で実施するものです。
1回の風水害等または地震等による自然災害共済実施生協全体の所定の支払共済金総額が、あらかじめ定めた次の総支払限度額を超える場合は、お支払いする共済金をその所定の支払共済金総額に対する総支払限度額の割合によって削減してお支払いします。なお、2000年5月の制度実施以降、2011年の東日本大震災を含め、支払共済金総額が総支払限度額を超えたことはなく、共済金は削減せずにお支払いしています。
(1) 風水害等の総支払限度額... 600億円
※この額は、1900年以降に発生した過去の風水害等（最大の台風である1959年の伊勢湾台風を含みます。）と同程度の風水害等であれば概ね削減せずに共済金をお支払いすることのできる水準に設定していますが、過去に類をみない超大規模の風水害等については共済金を削減してお支払いする可能性があります。
(2) 地震等の総支払限度額... 5,500億円
※この額は、1900年以降に発生した過去の地震等（2011年の東日本大震災を含みます。1923年の関東大震災は除きます。）や近い将来発生する可能性のある首都直下型地震、南海トラフ地震^(注)のうち東海地震、東南海地震、南海地震などと同程度の地震等であれば概ね削減せずに共済金をお支払いすることのできる水準に設定していますが、1923年の関東大震災級の地震や南海トラフ地震のうち最大規模の地震などのように発生する可能性が非常に低い超大規模の地震については共済金を削減してお支払いする可能性があります。
^(注) 南海トラフ沿いを震源域とする大規模地震の総称をいいます。
2. 当会では大規模な風水害等や地震等に備えて準備金の積み立てを行っていますが、風水害等または地震等によって共済事故が異常に発生し、準備金を取り崩してもなお所定の共済金をお支払いすることができな

- い場合は、1.にかかわらず、総会の議決を経て、お支払いする共済金の分割払い、お支払いの繰り延べ、削減をさせていただくことがあります。
3. 共済金を削減して支払う恐れがあるときは、支払う共済金の一部を概算払いし、支払うべき共済金が確定した後に、差額をお支払いさせていただきます。

●共済金受取人

1. 共済金受取人は契約者です。
2. 1.にかかわらず、契約者が死亡したときの共済金受取人は、契約者の相続人となります。
3. 共済金受取人が2人以上あるときは、代表者1人を定めなければなりません。この場合、その代表者は他の共済金受取人を代表します。
※共済金受取人は、借家人賠償責任特約の場合は被共済者、類焼損害保障特約の場合は類焼保障被共済者となります。

注意喚起情報

●契約の解約・消滅

1. 契約者はいつでも将来に向かって契約を解約することができます。当会所定の解約届を提出してください。
2. 次のいずれかに該当する場合、契約は消滅します。
(1) 保障の対象が滅失したとき、または解体・譲渡されたとき
(2) 保障の対象である住宅または保障の対象である家財を収容する住宅の70%以上を損壊、焼失または流失したとき

●契約の無効

次のいずれかに該当する場合、契約は無効となります。

■火災共済

1. 保障の対象が発効日または更新日において、契約概要「●共済商品のしくみ」**■火災共済**
2. 保障の対象とすることのできる住宅・家財」の範囲外のと

2. 契約の発効日において、保障の対象である住宅または保障の対象である家財を収容する住宅について、70%以上の損壊、焼失または流失が発生していたとき
3. 契約の発効日、更新日または変更承諾日において、契約概要「**●共済商品のしくみ ■借家人賠償責任特約** 1. 契約方法」のいずれかを満たしていないとき
4. 共済金額が当会の規定する最高限度額を超えていたときはその超えた部分
5. 住宅1棟およびそこに収容される保障の対象である家財につき、複数の類焼損害保障特約が締結されていたとき（類焼損害保障特約）
6. 同一の契約者により同一の保障の対象である家財につき、複数の盗難保障特約が付帯されていたとき（盗難保障特約）
7. 契約者の意思によらず契約が申し込まれたとき
- 自然災害共済**

1. 火災共済が契約の発効日または更新日において無効であるとき
2. 大規模地震対策特別措置法にもとづく地震災害に関する警戒宣言が発せられ、地震防災対策強化地域として指定された地域の発令期間中に申し込まれた契約。ただし、更新契約または中途変更の場合は、増額部分とします。
3. 共済金額が、同時に加入している火災共済契約の共済金額を超えていたときは、その超えた部分
4. 上記■火災共済の1.2.4.7.
- 契約が無効の場合**

1. 契約が無効であった場合で、すでに共済金を支払っていたときは返還していたいただきます。
2. 契約が無効の場合、当該契約の掛金の全部または一部を契約者にお返しします。

●保障の重複について

下記の特約をセットする場合、当会および当会以外のご契約ですでに同種の保障に加入しているときは保障が重複することがあります。重複すると、保障の対象となる事故について、どちらのご契約からでも保障されますが、いずれか一方のご契約からは保険金や共済金が支払われない場合があります。それぞれの契約内容の違いや保障される金額をご確認いただき、保障の要否をご判断いただいたうえでご加入ください。

類焼損害保障特約・盗難保障特約・借家人賠償責任特約

●契約の解除

次のいずれかに該当する場合、契約は解除されることがあります。

1. 共済金受取人（借家人賠償責任特約は被共済者、類焼損害保障特約の場合は類焼保障被共済者）が、共済金請求および受領の際、詐欺行為を行い、または行おうとしたとき
2. 共済契約関係者または共済金受取人が、共済金を支払わねことを目的として、支払事由を発生させ、または発生させようとしたとき
3. 共済契約関係者または共済金受取人が、反社会的勢力*1に該当すると認められるとき、またはこれらの反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係*2を有していると認められるとき
- *1 「反社会的勢力」とは、暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない人）を含みます。以下同じです）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。
- *2 「社会的に非難されるべき関係」とは、反社会的勢力に対する資金等の提供や便宜の供与、反社会的勢力の不当な利用を行うこと等、共済金受取人が法人である場合に、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその経営に実質的に関与していると認められること等をいいます。
4. 前記1～3.までのいずれかに該当するほか、当会との信頼関係が損なわれ、当会が、契約の存続を不適当と判断したとき
5. 契約者が、申し込みの際に、故意または重大な過失により、質問事項について事実を告げず、または事実でないことを告げたとき
- ※当初の契約または更新前の契約に告知義務違反があった場合は、契約変更後の契約または更新後の契約が解除されることがあります。
- ※支払事由が発生した後に、契約が解除された場合でも共済金は支払いません。また、すでに共済金を支払っていたときは返還していただきます。
- ※契約が解除された場合、契約当初からの払込掛金はお返ししません。なお、当該契約の未経過共済期間（1ヵ月に満たない端数日は切り捨てます）に相当する掛金をお返しします。
- ※前記3.の事由のみに該当した場合で、該当したのが一部の共済金等の受取人のみであるときは、その受取人に支払われるべき共済金等はお支払いできません。

●契約内容に関する届け出

契約者は次の場合、所属する団体を通じて当会へ連絡してください。ご連絡がないと、共済金をお支払いできない場合があります。

■火災共済・自然災害共済

1. 氏名や住所が変更となった場合（指定代理請求人を含む）
2. 火災共済、自然災害共済と同様の保障を提供する他の契約に加入したとき
3. 住宅または家財を収容する住宅の用途や構造を変更、または解体・増改築するとき
4. 30日以上空家または無人にするとき
5. 保障の対象を移転または変更するとき
6. 保障の対象である住宅の滅失、解体、譲渡、または保障の対象である家財を収容する建物の滅失、解体したとき
7. この契約で保障される災害等以外の原因により損害を受けたとき
8. 保障の対象が、契約概要「**●共済商品のしくみ ■火災共済** 2. 保障の対象とすることのできる住宅・家財」の範囲外になったとき
9. 同居家族の人数が変わったとき
10. 契約者が死亡したとき
- ※故意または重大な過失により遅滞なく届け出をしなかったとき、または届け出をした場合で当会が契約の継続を承諾しない場合は、契約を解除することがあります。

●他の共済・保険などに加入している場合の共済金の支払いについて

当会の火災共済（セットしている特約を含みます）、自然災害共済のほか、他の共済や火災保険、地震保険、各種特約などに加入している場合で、それぞれの契約から支払われる共済金などの合計額が、損害額を超えるときは、それぞれの契約から支払金額の合計が損害額を超えないように減額して支払われる場合があります。

その他の留意事項

用語の説明

【**損壊**】 壊れ、破れ、亀裂、傷、傾斜、変形、ずれをいいます。

【**床上浸水**】 居住の用に供する部分の床面（畳敷または板張等のものをいい、土間、たたきの類を除きます）を超える浸水または地盤面（床面が地盤面より下にある場合はその床面をいいます）から45cmを超える浸水により、日常生活を営むことができない場合をいい、床面以上に土砂が流入した場合を含みます。

●共済金のお支払いに関する留意事項

契約概要「**●共済金のお支払いなどについて**」とあわせて、以下の内容もご確認ください。

【火災共済】

■火災等共済金

1. 全焼損の場合、住宅・家財それぞれの契約共済金額の全額をお支払いします。
2. 全焼損に至らない場合、契約共済金額の範囲内で、損害額（再取得価額）をお支払いします。
3. 火災等により門、塀、物置、納屋、車庫等が損害を被った場合、①・②のいずれかの額を限度にお支払いします。住宅本体にも被害がある場合は、住宅本体の共済金と合わせて、契約共済金額が限度となります。
- ① 住宅の契約共済金額が必要保障額以上または4,000万円の場合、住宅の必要保障額の10%または実際の損害額のいずれか少ない額
- ② 住宅の契約共済金額が4,000万円未満でかつ、必要保障額未満の場合、住宅の契約共済金額の10%または実際の損害額のいずれか少ない額
- ※住宅本体にも被害がある場合は、上記1.もしくは2.の共済金とあわせて、契約共済金額（保障額）が限度となります。

■風水害等共済金

1. 支払限度額は、「住宅・家財の両方へ加入」か「住宅・家財の片方へ加入」かにより異なります。このリーフレットの前記「共済金お支払いのしくみ」をご確認ください。
2. 支払われる共済金の額は、住宅・家財の契約共済金額の割合に応じて割り振って支払われます。
3. 1回の災害で一部壊以上の損壊と床上浸水が同時に発生した場合、共済金のいずれか大きい方をお支払いします。
4. 風水害等による損壊にあった後、修理を行わないうちに別の風水害等による損壊にあった場合は、これらを一括して1回の事故とみなします。
5. 物置・納屋・車庫などの付属建物、門・塀・垣・カーポートなどの付属工作物の損害は含まれません。
6. 住宅の欠陥および老朽化による「雨もり」と、台風などで吹き込んだ雨による「雨もり」はお支払いの対象外です。
7. 風水害等には、地震・津波・噴火による被害は含まれません。
8. 損害額は再取得価額で算出し、損害の程度（支払いランク）を認定します。

【自然災害共済】

■風水害等共済金

1. 風水害等共済金の額は、火災共済および自然災害共済より支払われる共済金を合わせて、損害の額を限度とします。なお、風水害等共済金の合計額が損害の額を超える場合は、火災共済の共済金を優先してお支払いします。
2. 一部壊とは住宅または家財それぞれに損害額が10万円を超えた損壊をいいます。また損害額は住宅・家財ごとに認定します。なお、半壊以上の損害の程度は住宅の損害にもとづき認定します。
3. 前記【火災共済】■風水害等共済金の3.から8.が適用されます。

■地震等共済金・地震等特別共済金

1. 次の①から⑥の損害は、地震等による損害に含みます。
- ① 地震等によって生じた火災等による損害
- ② 地震等によって生じた火災等が延焼または拡大したことによる損害
- ③ 発生原因がいかなる場合でも、火災等が地震等によって延焼または拡大したことによる損害
2. 72時間以内に生じた複数の地震等による損害は1回の事故とみなします。
3. 物置・納屋・車庫などの付属建物、門・塀・垣・カーポートなどの付属工作物の損害は含まれません。
4. 損害額は再取得価額で算出し、損害の程度（支払いランク）を認定します。

ご注意ください

- 他制度から「PGU 生命・交通共済」に移行にて加入された場合は、「移行前契約の更新契約」とみなして取り扱い、入院共済金の入院日数限度等を移行前契約と通算する場合があります。
- 個人賠償責任共済は単独での加入はできません。当会の団体生命共済「個人賠償責任共済」と住まいる共済「個人賠償責任共済」、こくみん共済「個人賠償プラス」は同じ保障です。当会または他社にて同種の保障に加入した場合、損害賠償額によっては一方の共済・保険から支払われない場合があります。
- 「住まいる共済」について、保障開始日・変更日以前の地震・風水害等によって損害があった場合、その損害を修理していない箇所は保障の対象とはなりません。

お客さまに関する個人情報の取り扱いについて

■「パナソニックグループ労働組合連合会」と「こくみん共済 coop」の協定当会は、組合員・お客さまから信頼される共済生協を目指し、各種共済商品、各種サービスを提供しています。組合員・お客さまの個人情報、ご本人かどうかの確認、共済契約の締結・維持管理、共済金の支払いに関する業務や保障に関する情報のご提供、当会の事業、各種共済商品、各種サービスの案内などの目的のためにご契約者の所属労働組合、福祉共済センター、当会と共同で利用させていただきます。組合員・お客さまの個人情報については、上記に記載の目的以外には使用いたしません。共同で利用する事項は【共同利用事項】のとおりです。

また、組合員・お客さまの個人情報の管理については、管理責任体制のもと、適切な管理を行うとともに、外部への流出の防止、外部からの不正なアクセス、または紛失・改ざんなどの危険に対し最大限の安全対策を実施しています。なお、組合員・お客さまの特定個人情報情報は「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）」にもとづき適切に取り扱います。＊個人情報の取り扱いに関する詳細は当会ホームページ（https://www.zenrosai.coop）をご参照ください。

【共同利用事項】

共同利用する保有個人データは次の項目です。

- ①事業場コード、事業場名、社員番号、ポストナンバー、支部コード、氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、従業員区分
- ②加入・継続申込書記載事項（契約者情報・被共済者情報・契約内容）
- ③年末調整手続事項（年間払込金額・割戻金額・申告金額）
- ④パナソニックグループ労働組合連合会経由の共済金支払手続事項（支払通知書- 契約者情報・被共済者情報、共済事由、共済金額）

■所属団体について

所属する労働組合・共済会等（以下、「所属団体」といいます。）を通じて加入する場合は、本契約に関する個人情報（特定個人情報を除く）を所属団体へ提供させていただきます。

■医療機関等について

共済金の適正かつ迅速な支払いを行うために必要な範囲内の個人情報を医療機関・当事者等の関係先に提供することがあります。

■再共済（再保険）について

再共済（保険）契約の締結や再共済（保険）金の請求等のため、再共済（保険）の取引先等に対して本契約に関する個人情報を提供することがあります。

■契約等の情報交換について

生命共済制度の健全な運営を確保するため、またお支払いの判断または共済契約の解除もしくは無効等の判断の参考とするために、支払査定時照会制度に加盟する各共済事業団体および生命保険会社に対して、本契約に関する個人情報を提供することがあります。

団体事務手数料のお支払いについて

契約者が所属する労働組合・共済会等（以下、「所属団体」といいます。）を通じてご加入される場合、契約等にかかわる事務手続きは契約者からの委任にもとづいて所属団体が代行することとなります。こくみん共済 coop は、この事務手続きに際して生じる費用相当額を、契約者に代わって所属団体に事務手数料としてお支払いします。

苦情のお申し出先と裁定・仲裁の申し立てについて

1. 苦情のお申し出先について
こくみん共済 coop（当会）では、組合員の皆さまが安心して各種共済をご利用いただき、よりご満足いただけるサービスをご提供するため、苦情の受付窓口を開設しております。
当会に対するご相談・ご不満などがございましたら、ご加入の各都道府県の当会までご連絡ください。
2. 裁定または仲裁の申し立てについて
苦情などのお申し出につきまして、当会で解決に至らなかった場合、第三者機関として下記の「一般社団法人 日本共済協会 共済相談所」をご利用いただくことができます。共済相談所では、裁定または仲裁により解決支援業務を行っています。なお、共済相談所は「裁判外紛争解決手続きの利用の促進に関する法律」（ADR促進法）にもとづく法務大臣の認証を取得しています。
一般社団法人 日本共済協会 共済相談所
・電話 03-5368-5757
・受付時間 9：00～17：00（土・日・祝日・年末年始除く）
※ただし、自動車事故の賠償にかかわるものはお取り扱いしておりません。

組合員について

1. 組合員の資格
(1) この消費生活協同組合（都道府県生協を意味しており、以下「組合」といいます）の区域内に住所を有する者は、この組合の組合員となることができる。
(2) この組合の区域内に勤務地を有する者でこの組合の事業を利用することを適当とする者は、この組合の承認を受けて、この組合の組合員となることができる。

2. 届出の義務

組合員は、組合員たる資格を喪失したとき、又はその氏名若しくは住所を変更したときは、速やかにその旨をこの組合に届け出なければならない。

3. 自由脱退

- (1) 組合員は、事業年度の末日の90日前までにこの組合に予告し、当該事業年度の終わりににおいて脱退することができる。
(2) この組合は、組合員が住所の変更届を2年間行わなかったときは、脱退の予告があったものとみなし、理事会において脱退処理を行い、当該事業年度の終わりににおいて当該組合員は脱退するものとする。
(3) 前項の規定により脱退の予告があったものとみなそうとするときは、この組合は事前に当該組合員に対する年一回以上の所在確認を定期的に行うとともに、公告等による住所の変更届出の催告をしなければならない。
(4) 第2項の規定により理事会が脱退処理を行ったときは、その結果について総代会に報告するものとする。

4. 法定脱退

組合員は、次の事由によって脱退する。

- (1) 組合員たる資格の喪失 (2) 死亡 (3) 除名

5. 除名

- (1) この組合は、組合員が次の各号のいずれかに該当するときは、総代会の議決によって、除名することができる。
①3年間この組合の事業を利用しないとき
②この組合の事業を妨げ、又は信用を失わせる行為をしたとき
(2) 前項の場合において、この組合は、総代会に会日の5日前までに、除名しようとする組合員にその旨を通知し、かつ、総代会において弁明する機会を与えなければならない。
(3) この組合は、除名の議決があったときは、除名された組合員に除名の理由を明らかにして、その旨を通知するものとする。

新しく組合員になれる方へ（出資金について）

「こくみん共済 coop」は消費生活協同組合法にもとづき、非営利で共済事業を営む生活協同組合の連合会です。生活協同組合は、組合員の参加により運営されており、出資金をお支払いいただければどなたでも都道府県生協の組合員となることができ、各種共済に加入できます。新しく組合員になるには、1口（100円）の出資が必要です（生活協同組合運営のために10口（1,000円）以上の出資をお願いしています）。なお、すべてのご契約を解約された場合、または契約が失効となり、効力を失った場合等で、引き続き事業をご利用されない場合には、速やかに最寄りの「こくみん共済 coop」へご連絡をいただき、組合員出資金返戻請求の手続きを行ってください。また、3年以上事業を利用されず、住所変更の手続きをいただいていない場合には、脱退の予告があったものとみなし、脱退の手続きをさせていただきます場合がありますのでご注意ください。

「こくみん共済 coop」は、1957年9月に誕生した営利を目的としない保障（共済商品）の「生協」です。
たすけあいの輪を広げ、「豊かで安心できる社会づくり」に取り組んでいます。

防災・減災
活動

環境保全
活動

子どもの
健全育成活動

詳しくはホームページへ

こくみん共済 coop

検索

https://www.zenrosai.coop